

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

志摩市防災ハザードマップ、平成 25 年度三重県地震被害想定調査結果の概要及び土砂災害(特別)警戒区域(三重県が調査・指定しホームページにより公開中)等によると、各町で想定される災害リスクは、以下のとおりである。

浜島町：浜島地区及び南張地区では津波により広範囲にわたり浸水域となる。また、桧山路や塩屋、迫子の各地区では河川沿いに上流部まで津波の遡上が想定されている。さらに、これらの地区では海岸部及び河川流域に沿って土砂災害(特別)警戒区域が指定されている箇所があり、降雨や地震による土砂災害の可能性がある。

大王町：畔名地区では津波による浸水が平地の広範囲に及ぶため、地震発生時には迅速に避難行動をとることが必要である。波切、名田地区は海岸まで高台が迫った地形であり、海岸沿いの低地部では津波の浸水が予想される。船越地区では住家が低地部に集中しており、津波による浸水や台風等の高潮に警戒する必要がある。また、海岸からの段丘部や山沿いにおいては土砂災害警戒区域に指定されている地域があり、降雨や地震による土砂災害の可能性がある。

志摩町：太平洋に面する海岸部においては、地域によって 20 m を超える大きな津波が短時間で到達すると想定されており、船越地区の交通の遮断または、深谷水道にかかる橋梁が破損した場合には、志摩町全体が孤立する可能性がある。また、英虞湾に面した海岸線に対しても津波が到達するため、津波の浸水区域は広く、地震発生時には迅速に避難行動をとることが必要である。海岸からの段丘部や山沿いでは土砂災害(特別)警戒区域に指定されている箇所があり、降雨や地震による土砂災害の可能性がある。

阿児町：安乗から国府、甲賀、志島にかけての海岸は地震による津波が短時間で到達すると想定されている。また、英虞湾に面する鵜方、神明、立神地区でも海岸地域には津波による浸水が想定されているため、地震発生時には迅速に避難行動をとることが必要である。特に鵜方地区では前川沿いに遡上する津波により鵜方駅周辺から安乗口交差点付近まで浸水が予想されており、埋立てにより開拓された地域においては地震発生時に液状化現象が予想されている。また、山沿いや海岸線において土砂災害(特別)警戒区域に指定されている箇所があり、降雨や地震による土砂災害の可能性がある。

磯部町：渡鹿野島から下之郷にかけての的矢湾の沿岸部及び磯部駅周辺には津波の浸水が予想されるため、迅速な避難行動が必要である。内陸部には土砂災害(特別)警戒区域に指定されている地域があり、降雨や地震による土砂災害の可能性がある。また、河川流域では、大雨の場合に浸水または洪水の可能性がある。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 74%以上の確率で発生すると言われており、マグニチュード 8～9 クラスの東日本大震災を超える大規模地震が発生する恐れがあると言われている。

また、津波による浸水は市内の海岸沿いを中心に発生し、津波の到達時間としては、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合の居住地域における 30cm 津波到達時間は最短 8 分（大王町波切・志摩町片田）、到達する最大高は高い所では 26m の津波が発生すると想定されている。

【参考：南海トラフ地震の発生の可能性について】

政府の地震調査委員会が令和 7 年 1 月 15 日に「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」を発表しました。それによると、マグニチュード 8～9 クラスの南海トラフ地震の今後 10 年以内の発生確率は 30%程度、同じく 30 年以内の発生確率は 80%程度と予想されています。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 2,236 人
- ・ 小規模事業者数 2,014 人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	351	342	
	製造業	214	201	
	卸・小売業	562	486	
	飲食・宿泊業	419	385	
	サービス業他	690	600	

(3) これまでの取り組み

1) 当市の取り組み

- ・ 志摩市地域防災計画の策定（令和 6 年 7 月修正）、防災訓練の実施
- ・ 防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・ 志摩市津波避難計画 平成 29 年 3 月策定
- ・ 志摩市業務継続計画 令和 6 年 3 月
- ・ 志摩市下水道 業務継続計画 平成 29 年 3 月策定（令和 4 年 1 月一部改正）
- ・ 志摩市防災ハザードマップ 令和 3 年 3 月見直し
- ・ 志摩市新型インフルエンザ等対策行動計画 平成 26 年 12 月策定
- ・ 食糧、飲料水、避難所運営用品の備蓄
- ・ 防災技術指導員による啓発

2) 当会の取り組み

- ・ 事業者 B C P に関する国の施策の周知
- ・ 事業者 B C P 策定セミナーの開催
- ・ 防災備品（テント、ヘルメット、軍手、乾電池等）を備蓄
- ・ 志摩市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

当会において、現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、

具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足等の課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性周知などの取組促進が必要である。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害状況報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・ 厚生労働省の感染対策マニュアルや令和6年7月に修正した「志摩市地域防災計画」について本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に応急対策等に速やかに対応できる体制を構築する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災保証等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取引可能な簡易的なものを含む）策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家及び市の防災技術指導員を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会又は商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ （別添参照）事業継続計画（令和6年一部修正）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共済。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・ 志摩市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（南海トラフ地震の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 24 時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生時には、職員の体調確認を行うと共に、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危機を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全体が被災する等により、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、7 日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認できない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

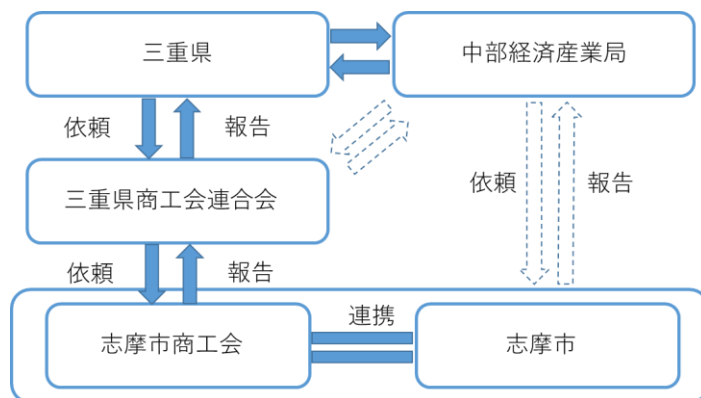
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	1日に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「志摩市新型インフルエンザ等対策行動計画」をふまえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・ 自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・ 当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した被害情報について、国や県等からの情報や方針に基づき、当市又は当会から三重県商工会連合会を通じて県へ報告（メール又はFAX）する。
- ・ 県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告について、原則として発災翌日の正午までに報告する。（県から別途指示があった場合は、その指示による。）
- ・ 初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途、より詳細な被害額調査を行う。（初動報告様式は次ページ（様式第3）を参照）



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・ 相談窓口の開設方法について、市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・ 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、市、全国団体等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

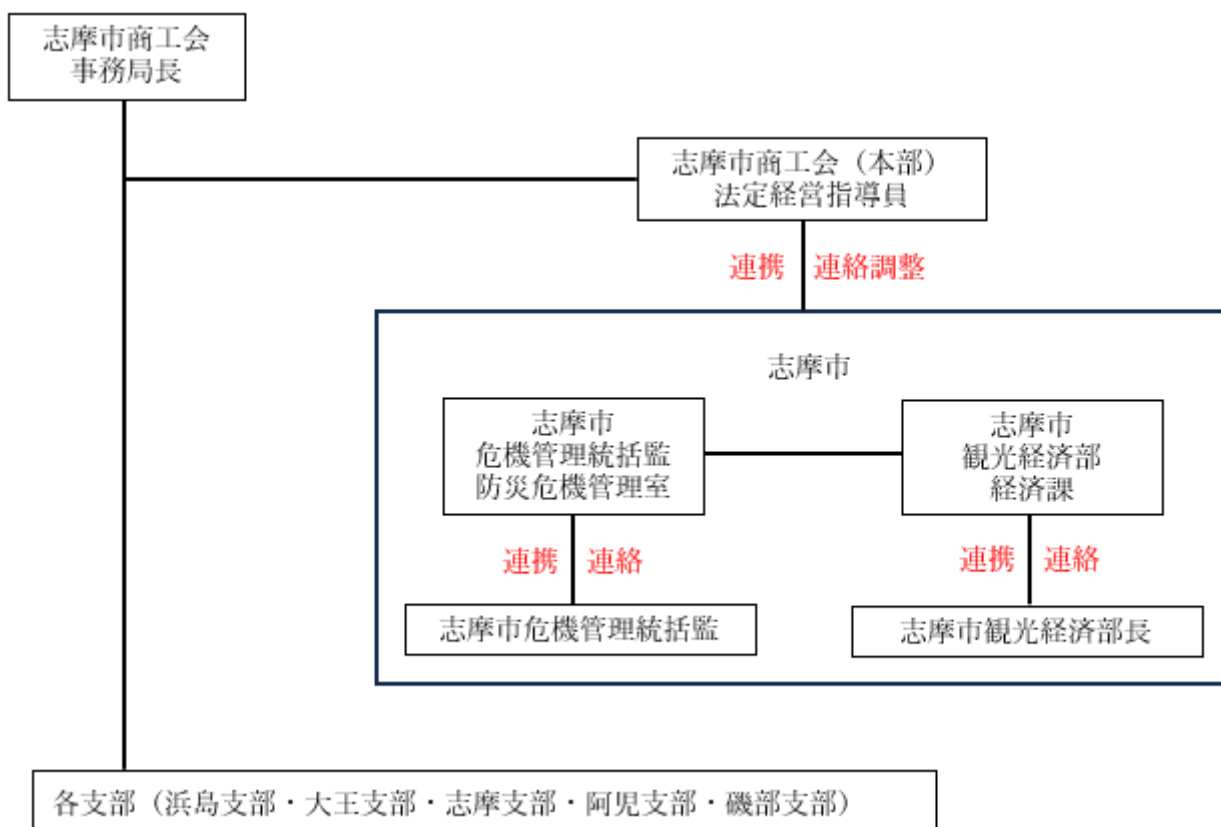
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年4月現在)

- (1) **実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 前田 富生

(連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

志摩市商工会

〒517-0501 三重県志摩市阿児町鵜方 5012 番地

TEL:0599-44-0700 / FAX:0599-43-5146 / E-mail:shimashi@mie-shokokai.or.jp

②関係市町

志摩市役所 経済課

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

TEL:0599-44-0010 / FAX:0599-44-5262 / E-mail:keizai@city.shima.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	220	320	320	220	320
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催日	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ製作費		100	100		100
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、志摩市補助金、三重県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等